

建築確認等に係る消防同意について

- 消防同意事務の概要

建築確認申請等の審査事務において、消防機関がチェックすることにより完成後に改修等の命令を受けることの無いようにするためのものです。

- 事務の根拠

消防法・建築基準法等

- 事務担当課

菊池広域連合消防本部 予防課

〒869-1102 熊本県菊池郡菊陽町大字原水7-1

- 審査のめやす

消防法令その他の建築物の防火に関する規定に違反しないものであること。

- 標準処理期間

建築基準法第6条第1項第3号に係る建築物（同意を求められた日から3日以内）

上記以外の建築物（同意を求められた日から7日以内）

- 事務の流れ

建築主事又は指定確認検査機関の審査 ⇒ 消防の審査 ⇒ 建築主事又は指定確認検査機関へ返付。

- 消防に提出するもの

建築確認申請等の受付とほぼ同時期に次の図書（1部）を消防本部予防課に提出してください。（書式等は、ダウンロードして下さい。）

①消防同意資料書

②無窓階算定書（建具表・キープラン等を含みます）

※ 必要に応じて追加図書等を求めることがあります。また、図書の提出が遅れま
すと処理期間が延長する場合がありますのでご注意ください。

※提出方法は、FAX、Mail、郵送又は窓口を持参してください。

- 注意

申請する建築物が危険物施設となる場合や少量危険物・指定可燃物の届出等の対象
となること明確な場合は、事前に打ち合わせを行ってください。

問い合わせ先

菊池広域連合消防本部・予防課

予防係まで

電話：096-232-9334（予防課直通）

Fax：096-232-9333

Mail：kfd-yobou@kikuchifire.com